

改定後	改定前
<p>第15条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>（略）</p> <p>3.当社は、会員が本条第1項第8号、第9号または第10条の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>第15条（会員資格の取消）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>（略）</p> <p>3.当社は、会員が本条第1項第8号または第9号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第15条1項の規定</p>	<p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第15条1項の規定</p>

(ただし、第15条第1項第8号、第9号または第10号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。但し、個人会員については、第15条第1項7号によっては当然に期限の利益は喪失しないものとします。

(略)

4. 会員は、第15条第1項第8号、第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

(ただし、第15条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます)により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。但し、個人会員については、第15条第1項7号によっては当然に期限の利益は喪失しないものとします。

(略)

4. 会員は、第15条第1項第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボ払い

項目	対象条件	適用手数料率
1	以下いずれかの条件に合致するカード ・2006年3月31日以前に入会されたカード ・2006年3月30日以前に入会し、 2006年3月31日以降新たにリボ払い利用枠を設定されたカード	入会時:実質年率18.0% 入会後(以上):返済手数料率9.8%(8%)~18.0% ※当社所定の条件を満たす場合は、当社所定の方法により、実質年率9.8%までの範囲で手数料率を優遇する場合があります。 ただし、当社は、カードの利用状況、会員の信用状況等にお基社の合理的判断で、当該手数料率の優遇措置を将来にわたって、取止する場合があります。
	1に該当しない以下の条件に合致するカード ・2006年3月30日以前に入会、およびリボ払い利用枠を設定されたカード	実質年率15.0%

*カード入会日は WEB 明細書およびカード送付台紙、リボ払い利用枠設定日はリボ分割枠設定通知書にてご確認頂けます。

*お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、リボ払いの実質年率および支払いコースは、切替前のカードのリボ払いの実質年率および支払いコースが適用されます。

お持ちのカードの実質年率および支払いコースについては、カード送付台紙をご確認ください。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボ払い 実質年率15.0%

<p>また、切替前のカードのリボ払いご利用残高については、切替後のご利用残高と合算して、切替後のカードの支払い条件に基づいてお支払いいただきます。</p>	
<p><リボ払いのお支払い例> (元金定額コース 1 万円および標準コース、実質年率 <u>18.0%</u>の場合) 8 月 1 日から 8 月 31 日までに利用金額 50,000 円のリボ払いをご利用された場合 ◆初回 (9 月 26 日) お支払い (ご利用残高 50,000 円) ①お支払い元金 (元金定額コース・標準コースとも) … 10,000 円 ②手数料 (元金定額コース・標準コースとも) … ありません。 ③毎月支払額 (元金定額コース・標準コースとも) … 10,000 円 (①) ④お支払い後残高 (元金定額コース・標準コースとも) … 50,000 円 - 10,000 円 = 40,000 円 ◆第 2 回 (10 月 26 日) お支払い (ご利用残高 40,000 円) ①手数料 (9 月 1 日から 9 月 30 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) … $50,000 \text{ 円} \times \underline{18.0\%} \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} + 40,000 \text{ 円} \times \underline{18.0\%} \times 4 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = \underline{719}$ 円 ②お支払い元金 ・元金定額コースの場合… 10,000 円 ・標準コースの場合… <u>9,281</u> 円 (③ 10,000 円 - ① <u>719</u> 円) ③毎月支払額 ・元金定額コースの場合… <u>10,719</u> 円 (① <u>719</u> 円 + ② 10,000 円) ・標準コースの場合… 10,000 円 ④お支払い後残高</p>	<p><リボ払いのお支払い例> (元金定額コース 1 万円および標準コース、実質年率 <u>15.0%</u>の場合) 8 月 1 日から 8 月 31 日までに利用金額 50,000 円のリボ払いをご利用された場合 ◆初回 (9 月 26 日) お支払い (ご利用残高 50,000 円) ①お支払い元金 (元金定額コース・標準コースとも) … 10,000 円 ②手数料 (元金定額コース・標準コースとも) … ありません。 ③毎月支払額 (元金定額コース・標準コースとも) … 10,000 円 (①) ④お支払い後残高 (元金定額コース・標準コースとも) … 50,000 円 - 10,000 円 = 40,000 円 ◆第 2 回 (10 月 26 日) お支払い (ご利用残高 40,000 円) ①手数料 (9 月 1 日から 9 月 30 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります) … $50,000 \text{ 円} \times \underline{15.0\%} \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} + 40,000 \text{ 円} \times \underline{15.0\%} \times 4 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = \underline{599}$ 円 ②お支払い元金 ・元金定額コースの場合… 10,000 円 ・標準コースの場合… <u>9,401</u> 円 (③ 10,000 円 - ① <u>599</u> 円) ③毎月支払額 ・元金定額コースの場合… <u>10,599</u> 円 (① <u>599</u> 円 + ② 10,000 円) ・標準コースの場合… 10,000 円 ④お支払い後残高</p>

<ul style="list-style-type: none">・元金定額コースの場合… 30,000 円 (40,000 円－ 10,000 円)・標準コースの場合… <u>30,719</u> 円 (40,000 円－<u>9,281</u>円)	<ul style="list-style-type: none">・元金定額コースの場合… 30,000 円 (40,000 円－ 10,000 円)・標準コースの場合… <u>30,599</u> 円 (40,000 円－<u>9,401</u>円)
---	--